

○緑川環境政策課長 それでは、引き続きまして、ただいまから「東京都環境審議会企画政策部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、委員の改選後の初めての企画政策部会ということでございますので、部会長が選任されますまで、私が司会進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の部会は、本日付で環境基本計画の改定につきまして、知事より環境審議会に諮問がなされております。また、本日付で審議会会長より企画政策部会に付議されましたので、その事項につきまして審議するために開催するものでございます。

まず初めに、本日の委員の方々の出席につきまして、お知らせをいたします。

ただいま御出席の委員は9名でございます。部会委員総数の15名の過半数に達しております。審議会規則に定めます定足数を満たしていることを御報告いたします。

本日は、新たなメンバーによる初めての企画政策部会でございますので、改めまして、委員の皆様方を御紹介させていただきます。

着席のままで結構でございます。

小河原委員でございます。

交告委員でございます。

小西委員でございます。

崎田委員でございます。

末吉委員でございます。

高橋委員でございます。

田辺委員でございます。

富田委員でございます。

西岡委員でございます。

ただいま御紹介いたしました委員の皆様のほか、本日都合により御欠席をされております大迫委員、村木委員、諸富委員、横張委員、中村委員、和気委員の15名の方でございます。

続きまして、本日出席しております環境局の職員を御紹介させていただきます。

環境政策担当部長の篠原でございます。

特命担当部長の宮澤でございます。

地球環境エネルギー一部計画課長の藤本でございます。

環境改善部計画課長の宗野でございます。

自然環境部計画課長の及川でございます。

資源循環推進部計画課長の小林でございます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、皆様方の席上に座席表と左側にクリップでとめてあります会議次第が表紙となっている資料でございます。

添付されておりますのは、資料1から資料5、さらに参考資料ということで、1ページ目から終わりのページが25ページになっている資料を配付してございます。

さらに、右肩に委員配付用といたしまして、点検結果の資料集としまして、目次の次に1ページ目から終わりのページが100ページの分厚い資料で恐縮ですけれども、点検結果の資料集を添付させていただいております。

過不足等ございますでしょうか。お知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

本日は、委員改選後の初めての企画政策部会でございますので、まず部会長をお決め願いたいと存じます。

部会長は、審議会規則第7条第3項に基づきまして、部会の所属の委員の皆様方の互選によりましてお選びいただくことになっておりますが、いかがでございましょうか。

○田辺委員 よろしければ、第10期より東京都環境審議会委員として御協力をいただくとともに、東京都環境審議会総会の会長職代理をお務めいただく交告委員にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○緑川環境政策課長 よろしいですか。

今、異議なしとお声がございましたので、交告委員にお願いしたいと思います。交告委員、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、交告委員、部会長席にお着きいただきますよう、お願いいたします。

(交告委員、部会長席に移動)

○緑川環境政策課長 それでは、これからの議事進行につきまして、交告部会長にお願いしたいと存じます。交告部会長、よろしく願いいたします。

○交告部会長 交告でございます。

ただいま御推薦をいただきましたので、恐れ多いことですが、部会長を務めさせて
いただきたいと思います。

皆様の御協力を得ながら務めてまいりたいと思いますので、御協力どうぞよろしくお願
いいたします。

なお、審議会運営要領、多分このペーパーの22番になると思うのですが、第3に「部会長に
事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する」とあります。

私としましては、高橋委員に部会長の職務代理をお願いしたいと存じます。高橋委員、よ
ろしくお願いたします。

一言御挨拶をお願いします。

○高橋委員 高橋でございます。

部会長を補佐して、務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

それでは、よろしくお願いたします。

ただいまから議事次第に従いまして、本日の会議を進めたいと思います。

議事進行につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。

では、議事（2）東京都環境基本計画（平成20年3月策定）の点検結果（素案）につつま
して、事務局から説明をお願いいたします。

○緑川環境政策課長 事務局から御説明いたします。

資料4ページから御覧いただきたいと思います。

現計画の点検結果（素案）ということで、現計画の達成の状況とこれまでの取り組みを検
証いたしまして、それを踏まえまして、新たな計画の方向性を議論するというプロセスを踏
む観点もありまして、これまでの取り組みを振り返るという趣旨で作成したものでござい
ます。

今回、時間も余りございませんので、ポイントを絞って御説明をさせていただきます、
詳細な議論につきましては、次回以降各分野でそれぞれ議論させていただきますので、そ
こで行ってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

4ページ、20年3月に作成しました環境基本計画でございますけれども、左にござい
ますとおり、東京が直面する環境課題といたしまして、3つ掲げてございます。

1つは、気候変動の危機の顕在化。環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性。よ
り質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上。

これらを踏まえて、目指すべき都市の姿といたしまして、4ページの一番上にありますとおり「東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信」していくという考え方のもと、3つの柱で政策を展開してまいりました。

1つは、気候危機と資源制約の時代に立ち向かう新たな都市モデルをつくっていかう。2つ目は、環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取り組みを推進していかう。3つ目は、緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取り組みを推進していかうということで、3つの柱を掲げて、それぞれ分野別に目標を掲げて20年3月に策定し、取り組みをこれまで推進してきたところでございます。

5ページ、この3つの柱を左側から2つ目にありますとおり、施策を10分野に分けて施策の方向性等々を掲げてございます。この5ページは主な政策の方向性や目標、その達成状況等をまとめたものでございまして、次のページで10分野それぞれ施策分野ごとにこれまでの取り組みや課題をまとめておりますので、次のページから詳細に御説明させていただければと思います。

6ページ「気候変動の危機回避に向けた施策の展開」ということで、こちらは先ほども総会で議論されましたが、20年3月当時では目標といたしまして、2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減するという目標を掲げてございました。

現在の達成状況でございますが、2012年度の速報値ではございますけれども、2000年比で11.2%の削減をしているという状況でございます。進捗状況といたしましては、順調に考えてございます。

部門別に見ましても、家庭部門を除き、現時点で目標達成に近い状況でございます。

これまでの取り組みの実績でございますけれども、大規模事業所対策では、キャップ&トレード制度を2008年度から導入いたしました。ちょうど真ん中にあるグラフを見ていただきますと、基準排出量比で25年度で見ますと23%削減する。キャップ&トレード制度を適用した事業所は1,300事業所ですが、そのうち23%CO₂が削減されるという大きな成果を上げてございます。

また、中小事業所対策では、燃料の使用量が原油換算で年間あたり1,500kL未満の事業所につきまして、CO₂の排出量の報告を求めております地球温暖化対策報告書制度を2009年から運用しているわけですが、連続提出している事業者につきまして、2010年比で11%程度削減されているという結果が得られております。

また、出された報告書のデータをもとに事業別に30業種で低炭素のベンチマークを作成し

て、CO2の排出レベルを示す指標や目標設定、みずからの実績の評価に活用していただいているという状況でございます。

さらに、個人事業税の減免制度や無料の省エネ診断等々を行ってまいりました。

また、家庭対策といたしましては、省エネアドバイザーを各戸訪問させていただくとか、家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業ということで、HEMSを条件に蓄電池、エネファーム、ビークル・トゥ・ホームの導入支援をするような取り組みも進めてございます。

右側に目を転じていただきまして、実施の効果でございます。大規模事業所につきましては、事業所ビルで見ますと平均原単位が半分以上となった事業所が25%存在するなど、キャップ&トレード制度を導入したことによりまして、改善は著しい状況になってございます。

また、多くの事業所で省エネがトップマネジメントの課題に位置づけられたということもありまして、取り組みが強化されているのではないかと考えております。

中小規模事業所対策で見ますと、これまで切れ目のない取り組みが行われたことによりまして、省エネの取り組みが定着しつつあります。

また、省エネ診断を受診した事業所は右側のグラフにありますとおり、CO2排出量で約2割削減するような実績も上がってございます。

家庭対策では、自主的な取り組みが促進されてはおりますものの、世帯数の増加もありまして、エネルギー消費量は全体として増加しているということでございます。

課題でございます。今、まさに国がエネルギーミックスの検討状況を踏まえまして、CO2の削減目標を出そうとしておりますので、それに合わせたCO2の目標を再構築する必要があるかと思っております。そういった新たに再構築したCO2の削減目標を踏まえまして、これまでの取り組みの見直しをしながら、あるいはさらに発展させながら、大規模事業所あるいは中小、家庭部門への施策展開の検討が必要だと思っております。

また、中小規模事業所につきましては、全体的な取り組みに加えまして、取り組み効果の高い対策にターゲットを絞った支援なども有効なのではないかと考えております。

家庭部門では、省エネ・節電の行動に加えまして、住宅の断熱性の向上など、そういった取り組みをさらに一層進めて、全体的に減らしていく必要があると考えてございます。

7ページ、同じく「気候変動の危機回避に向けた施策の展開」ということで、再生エネルギー分野をまとめたものでございます。

目標につきましては、左上にありますとおり、2020年までにエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%に高めるという目標でございましたが、現在の達成状況では、

都内の電力消費に占める再生可能エネルギーの割合が6%という状況でございます。

これまでの取り組みでございます。左側にありますとおり、太陽エネルギーの利用拡大ということで、住宅用の太陽光発電につきましては、2009年から4年間集中的な補助事業を行いまして、2012年度末現在で26万kWまで増えてございます。

また、東京ソーラー屋根台帳ということで、右側に図がございますけれども、屋根をクリックするとその屋根のポテンシャルを表示するような取り組みなども行ってございまして、それぞれに気づきを与えるような取り組みも進めてございます。

また、電気事業者に対しまして、CO2排出係数と削減の目標、再エネ導入目標を義務づけたエネルギー環境計画書制度等々を公表することによりまして、電気事業者のCO2排出係数の低減の働きかけを行ったり、さらには延床面積で5,000平米を超えます建物の新築・増築に対しまして、省エネ性能や再エネの導入の検討、さらには2,000平米を超える新築のマンションには環境性能表示をさせるような制度を創設いたしまして、都市づくりの中でCO2削減に取り組んでまいりました。

また、省エネ・節電に向けた東京都の率先行動といたしまして、2016年度におけますCO2の排出量を2000年度比で20%削減するという目標を掲げまして、具体的に取り組むとともに、都施設につきましては、都内の事務所ビルの平均よりも大体エネルギー消費量で6割ぐらいの削減を目標といたしました「省エネ・再エネ東京仕様」というものを新たに改定したものでございます。

また、その他の温室効果ガス対策といたしまして、冷凍冷蔵庫など、ノンフロン機器を導入する中小事業者に対しまして、経費の一部の支援等々も行ってまいりました。

実施の効果でございます。住宅用の太陽光発電につきましては、右のグラフにもありますとおり、コストにつきましても5年間で4割以上低下してございまして、現状では40万強ぐらいの価格まで下がってきている。

また、計画書制度の対象拡大やマンションの環境性能表示制度等々によりまして、建築物のエネルギー性能は高まってきていると思っております。また、コージェネレーションシステムの導入が促進していると思っております。

課題でございますけれども、再生エネルギーの普及の拡大に向けましては、地価が高くて都市開発が進んでいるという東京の特性を見きわめまして、きめ細かな取り組みを進める必要があるとともに、太陽熱であるとか地中熱など、さまざまな再生エネルギーの利用促進を図っていく必要があると考えてございます。

また、2016年の電力小売り全面自由化を控えまして、需要家がより低炭素な電力を選択できるような新たな仕組みの検討も必要なのではないかと思っております。

さらに、コージェネレーションシステムのさらなる普及拡大に向けまして、建物単体でのコージェネレーションだけではなくて、建物間での電気や熱の面的融通に取り組んでいく必要があると考えてございます。

8ページ「持続可能な環境交通の実現」でございます。

目標といたしましては、左側にありますとおり、2020年までに2000年比で40%程度の削減を目指すという目標でございました。

達成の状況でございますけれども、既に2012年度の速報値ではございますが、2000年比で37.1%削減されておまして、目標達成は間近な状況でございます。

また、都内の一般道の渋滞距離につきましては、2009年度が159kmだったのに対しまして、2013年度では133kmと改善されてございます。

これまでの取り組みの実績でございます。交通行動の変革ということで、自転車のシェアリングの普及に向けまして、屋外広告の緩和やサイクルステーションの都道や公開空地への設置など、自治体が取り組みやすいような環境をつくってまいりました。

また、自動車交通量の抑制ということで、路上の荷さばきの改善によりまして、渋滞解消を図るために「建築物における物流効率化の手引き」等々を作成いたしまして、普及に努めております。

また、都庁駐車場を活用いたしまして、共同配送の仕組みであるとか、パーク&バスライド等々もモデル的に実施してございます。

さらに、環境の負荷の少ない自動車への転換ということで、200台以上の自動車使用者に対しまして、低公害・低燃費車の5%以上の導入を義務づける制度や、CO2の排出削減の取り組みを評価いたします貨物輸送評価制度の運用も開始いたしました。

また、自動車の環境性能の向上ということで、EV、pHVなどの次世代自動車の補助制度を開始するとともに、導入のための促進税制等々にも取り組んでまいりました。

この結果、施策の実施の効果でございますけれども、自転車シェアリングにつきましては、現在、江東区を皮切りに千代田区、港区、中央区ということで順次拡大してございます。

また、新宿、吉祥寺、千代田区、これは大丸有地区ですけれども、これらにおきまして、区や民間事業者が主体となって自動車の交流量抑制の取り組みが展開されてきております。

また、低公害・低燃費車の普及につきましては、5%の導入義務を課した事業者につきまし

て、多くの事業者が前倒しで達成しているような効果も出ております。

また、貨物輸送評価制度の評価取得事業者は、未取得の事業者と比べましてCO2の排出量が2割程度削減されるなど、事業者の取り組みなども拡大してきております。

課題でございます。自転車シェアリングをさらに広域的に展開していくために、初期整備費の補助等々を通じまして、区市町村の取り組みを支援するとともに、区境を超えました相互利用に向けて、関係区との連携強化を図っていく必要があると考えてございます。

また、EV、pHVにつきましては、引き続き導入の補助や減税等々によりまして、普及促進を図ってまいりたいと考えてございます。

9ページ「省資源化と資源の循環利用の促進」でございます。

目標といたしましては、左側にありますとおり最終処分量を2016年度までに2000年比で55%削減する。廃プラスチック類のリサイクルの促進ということで、2010年度までに埋立処分利用をゼロにする。建設泥土の再生利用量を2016年度までに2005年度比25%にするという目標を掲げてございます。

達成状況でございますが、2012年の最終処分量は124万tということで、2000年度比で63%減の状況になっています。

また、2010年度に廃プラスチック類の埋立処分量ゼロを実現しております。

さらに、2012年度の建設泥土再生利用量は124万tということで、2005年度に比べまして、約30%増加しているという状況でございます。

さらに、廃棄物処理業者の第三者評価制度ということで、申請に基づきまして適正処理、資源化に対しまして優良な事業者評価あるいは認定する制度を創設いたしました。このように資源循環に関しましては、既に目標を達成しているという状況でございます。

これまでの取り組みの実績でございます。左側の最終処分量の削減につきましては、九都県市と連携いたしまして3Rを促進するという一方で、マイボトルの使用の促進であるとか容器包装ダイエット宣言等々を行いながら、省資源化に努めてまいりました。

また、東京都が使用いたしました水銀使用製品を廃棄する場合には、適正な業者に回収・処分させることを義務づけを行っております。

また、蛍光灯を回収する際には、区市町村等々に対しまして財政の支援を行いました。

さらに、小型家電回収を開始する自治体に対しましても、技術支援や財政支援等々を行っております。

加えて、九都県市と連携いたしまして、食品ロスの削減や消費者の食べ切り促進等々も展

開してまいりました。

さらに、区市町村支援等々では、特別区の震災瓦れきガイドラインの作成に参加したり、さらには国の都市再生プロジェクトの一環といたしまして、中央防波堤の内側、あるいは城南島にあります都有施設を公募して売却を行って整備しましたスーパーエコタウンでは、PCBの廃棄物処理施設であるとか、食品廃棄物処理施設等々、9施設が稼働しているという状況でございます。

実施の効果でございます。廃棄物の最終処分量が減少いたしましたけれども、発生抑制の取り組みは継続した取り組みが必要だと考えてございます。

また、水銀対策では、東京都の医師会が会員から自主的に水銀血圧計を回収するような取り組みも進んでおります。

また、都内の自治体で小型家電の回収を開始することで、リサイクルに係る普及啓発であるとか、分別排出の機運の醸成に役立っていると思っております。

さらに、都立病院あるいは医師会では第三者評価制度認定事業者を契約対象者といたしまして、優良な事業者を選定するような制度が浸透するとともに、スーパーエコタウンでは、都内の処理量の10%の受け入れるなどの効果を上げてございます。

課題でございます。食品ロスの削減や使い捨て型ライフスタイルの見直し、さらには再生骨材コンクリートの利用などのエコマテリアルの利用。事業系廃棄物のリサイクルのルールづくりなど、サプライチェーン全体を視野に入れた取り組みが必要と考えてございます。

加えて、優良な処分事業者のさらなる育成等々を行っていきたいと思っております。

10ページ「大気汚染物の更なる排出削減」でございます。

達成状況でございますが、上段真ん中にありますとおり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともにほぼ達成している状況でございます。

年間の平均濃度は、浮遊粒子状物質はここ数年で横ばいか減少傾向。二酸化窒素は緩やかに減少しているという状況でございます。

さらに、局地高濃度汚染につきましては、自排局におけます二酸化窒素の環境基準の達成率が62%から94%に向上するなど、成果があらわれてきているという状況でございます。

これまでの取り組みですけれども、左側でディーゼル車排出ガスの規制を近隣自治体と共同して実施することで、取り締まり等々を行っておりまして、対象車両は低減してきている状況でございます。

また、固定発生源の対策といたしまして、情報に基づく規制、立入検査等々の規制。さらには毎年事務所のばい煙施設の管理状況確認等々を行うとともに、法規制の対象外であります小規模燃焼器につきましては、認定制度を拡大するような取り組みを行っております。

また、VOC対策では、アドバイザーを派遣すること等々によりまして、中小企業等の自主的な取り組みを促進してございます。

また、PM2.5対策では、学識経験者によります検討会を開催いたしまして、生成メカニズムの解明や削減対策の基本的な方向を整理するとともに、全ての測定局において連続測定器を設置いたしまして、常時監視体制を強化している状況でございます。

施策の効果でございます。自動車に起因する大気汚染のさらなる低減ということで、自排局の二酸化窒素の環境基準達成率が向上して、平均濃度も低下している。

また、低公害・低燃費車の開発・普及が促進されまして、都内の保有台数は2割まで増加している。

さらに、固定発生源対策では、産業部門からのVOCの排出量は2000年度比で約4割程度削減するとともに、オキシダントの平均濃度はやや上昇傾向にありますけれども、高濃度出現時間は減少している。PM2.5は2011年まで10年間で約半減しているという状況でございます。

課題でございます。NOxの排出量のさらなる低減に向けまして、未規制燃焼機器の対策を強化していく必要があるのではないかと考えてございます。

また、オキシダント・PM2.5の濃度低減に向けまして、二次生成等々の汚染のメカニズムの解明の研究を引き続き実施するとともに、未規制分野も含めた効果的な対策の検討が必要と考えてございます。

さらに、マルポール条約における燃料油の硫黄分濃度の上限値の評価等々、排出ガスに係る規制強化に円滑に対応していく必要があると考えてございます。

11ページ、化学物質等の適正の管理でございます。

達成状況でございます。右上にありますとおり化学物質の環境への排出量は2006年度には5,165tだったものが、2013年度には3,000tということで、大きく改善してございます。

また、水質でございますが、河川のBODは56水域中55水域で達成している。

さらに、1都6県の不法投棄数では59件ということで、2005年比で76%の削減という実績を上げてございます。

これまでの取り組みの実績でございます。小規模事業者を対象として化学物質の使用量や排出量の報告を義務づけます化学物質適正管理制度の着実な運用を行うとともに、健康リス

クや対策手順を分かりやすくまとめました土壌汚染対策ガイドラインを作成し、さらに中小事業者に対する土壌汚染アドバイザー等々を派遣することで、土壌汚染対策を進めております。

また、水質汚濁対策では降雨初期の下水を貯留する施設の整備やしゅんせつ等々を計画的に実施しております。

さらに、廃棄物の適正処理の促進と不法投棄対策の徹底ということで、産業廃棄物の排出事業者に対しまして、講習会等々を実施することで排出責任を徹底するとともに、東京都の外郭団体であります東京都環境公社及び医師会と連携いたしまして、医療廃棄物の適正処理の推進を行っております。

また、中小事業者に対しまして、微量PCBの分析及び処理費の一部を補助するような取り組みも行っております。

さらに、区市や東京労働局と連携いたしまして、アスベストの適正処理を推進していくとともに、区市に対しまして、立入検査等の技術的な支援も行っております。

施策の効果でございます。化学物質の排出量は2013年度は2002年度で約6割削減するなど、総量は低減している状況でございます。

また、水質に関しましても、排出規制や下水道の整備等々によりまして、着実に減少している。

さらに、排出事業者の特性に応じました講習会等を実施することによりまして、排出事業者の全体的なレベルアップを行うとともに、感染症、廃棄物やPCBの処理等々に対しまして、新たな仕組みを構築いたしました。

さらに、アスベスト飛散防止対策では、法改正後解体工事現場への立ち入り等々を行っておりますけれども、無届けの工事が発覚するなど、さらなる取り組みの必要が思われる分野もございます。

課題でございます。化学物質分野につきましては、総量は削減されてございますが、住宅と混在している事業所での環境リスクを評価いたしまして、排出量が多いと考えられる物質につきましては、適正管理化学物質への追加等を検討する必要があるのではないかと考えております。

また、東京湾の水質改善に向けましても、国や自治体と連携しながら取り組みが必要と考えております。

さらに、PCB特措法が改正されまして、処理期限は延長されましたが、その処理期限までに

着実に処理を進める必要があります。さらに発注者及び解体事業者への周知を図りながら、東京労働局と連携いたしまして、無届けのアスベスト対策、アスベスト解体対策が必要と考えてございます。

12ページ、生活環境問題の解決でございます。

達成状況でございます。右上の表にありますとおり交通騒音は環境基準は2006年に比べまして、大幅に改善してございますけれども、実は苦情の件数は増加しているという状況でございます。

これまでの取り組みでございます。左下にございますとおり、法令に基づきまして、工場あるいは事業所等への規制指導を実施してございます。また、国道や環状7号線、あるいは環状8号線など幹線道路を中心にいたしまして、優先的対策道路を指定しまして、国、東京都あるいは関連自治体等と連携しまして、低騒音舗装の取り組みをしております。

また、基地の夜間飛行、航空機の低騒音化などの推進に向けまして国に要請するとともに、新幹線等につきましても、鉄道事業者、国に対して対策を要請してございます。

また、悪臭対策では区と関係局が連携しまして「ビルピット臭気対策マニュアル」を作成しまして、取り組みを進めているところでございます。

実施の効果でございます。騒音に関します環境基準の達成率は計画策定以前に比べまして着実に上昇してございますけれども、先ほど申し上げましたように、苦情に関する件数は2008年度が3,148件だったものが、2012年度は4,055件ということで、これは毎年増加の傾向がございまして。

また、環境基準が未達成となっている地域の改善に加えまして、苦情等の減少に資する解決方法が求められてきているのではないかと考えております。

課題でございます。環境基準の達成率の向上に向けまして、今後も継続しまして適合状況を調査するとともに、改善に向けました関係者間の調整を適切に行っていくとともに、生活環境問題に関しましては、話し合いやコミュニケーションを通じました地域での円滑な解決を促すような方策などもしっかり検討していかなければならないと考えております。

13ページ「市街地における豊かな緑の創出」ということで、達成状況でございますけれども、2007年から2013年度までの7年間で新たな緑を625ha創出いたしました。

また、同じ7年間で街路樹を約89万本整備してございます。

さらに、2009年度に開発許可制度や緑化計画制度を見直したことによりまして、緑の保全に取り組んでございます。

これまでの取り組みでございます。自然保護条例を改正いたしまして、これまで一律20%の緑化基準だったものを5,000平米以上の開発につきましては25%にするなど、緑化基準の引き上げを行ったり、屋上緑化を行います事業者を経費の一部を補助するようなモデル事業も実施してございます。

さらに「緑施策の新展開」というものを策定いたしまして、緑の量を確保する取り組みに加えまして、質を高める視点を強化する新たな方策の方向性を提示いたしました。

これを受けまして、生物多様性に配慮した植栽を広めるためのガイドラインを作成したり、あるいは先進企業と協力いたしまして、技術的なノウハウの収集や蓄積、あるいは区市町村の先導的な取り組みを支援する「江戸のみどり復活事業」等を実施してございます。

また、あらゆる都市空間での積極的な緑の創出ということで、都内の公立の小中学校あるいは幼稚園を初めとした私立学校等で校庭の芝生化を実施するとともに、先ほど申し上げました街路樹の倍増や都市公園・海上公園の整備等々で緑の創出を図っているという状況でございます。

実施の効果でございます。緑化計画書制度等で基準を強化したことによりまして、緑地を確保する取り組みを制度化いたしました。これによりまして、平成25年度の緑率は調査開始以来初めて増加に転じるなど、徐々に効果があらわれてきていると思っております。

また「江戸のみどり復活事業」によりまして、区市町村におけます在来種植栽の実施や先進企業の取り組み、管理上のノウハウの蓄積あるいは情報発信がなされて、在来種植栽への関心も徐々にではありますけれども、高まってきていると思えます。

また、街路樹や緑の拠点となります都市公園等を整備することによりまして、潤いのある環境を創出してまいりました。

課題でございます。引き続き量の確保とともに生物多様性の観点から緑の質にも配慮いたしました緑化の促進が必要と考えてございます。

また、生物多様性の回復に向けまして、在来種植栽の意義や理解の促進であるとか、管理手法の知見、充実等のために取り組みの成果を広く提供していく必要があると思えます。

さらに、オリンピックを控えまして、あらゆる機会を通じまして、身近な緑を創出していく必要があると考えてございます。

14ページ、水循環の再生と熱環境の改善でございます。

達成状況でございます。右上にございますとおり、まず水循環でございますが、地下水位は全体的に回復傾向にございまして、地盤沈下は沈静化しつつあるという状況でございます。

一方の熱環境でございますけれども、エネルギー消費量は減少して緑化の創出も行ってあります。また、遮熱性舗装等の取り組みも行ってございますが、ヒートアイランド現象は緩和されているとは言えない状況だと思っております。

これまでの取り組みの実績でございます。左下でございますとお水循環につきましては、工業用水法や都条例に基づきます新規掘削の抑制と報告によりまして、揚水量を集計して適切に管理している。

さらに、温泉資源の保護と地盤沈下の観点から、審査基準を設けまして、適正な利用を指導してございます。

さらに、流れの途絶えておりました野火止用水や渋谷川・古川等に下水の高度処理水を導入することによりまして、潤いのある水辺環境の回復に向けた取り組みも進めてございます。

ヒートアイランド対策につきましては、ヒートアイランド対策取り組み方針に基づきまして、都・区連携いたしまして、保水性舗装等の対策を実施してございます。

また、民間事業者や都民が建物の新築や改築時にヒートアイランド対策に取り組んでもらうようなガイドラインを取りまとめて情報提供してございます。

実施の効果でございます。揚水規制等によりまして地下水位は安定して、地盤沈下は沈静化の傾向がございます。また、清流復活事業等を通じまして、水の流れや水面が確保されて、潤いのある安らぎが提供されてきている部分もあるのかと思っております。

一方で、ヒートアイランド対策につきましては、まだまだこれから取り組みが必要だと考えてございます。

課題でございます。水循環に関しましては、適正な揚水規制を実施しながら、地盤沈下あるいは地下水位等を継続したモニタリングと定期的な検証を行っていく必要があると思っております。さらに地下構造物からの漏れい水につきましても、環境用水として活用できないかという視点からも検討が必要なのかと思っております。

また、ヒートアイランド対策につきましては、今後も着実に進めていくべきものでございますけれども、特にオリンピックの開催に向けまして、競技会場周辺や町中での遮熱対策を行っていく必要があると思っております。

15ページ「森林や丘陵地・島しょ地域における自然の保全」でございます。

達成状況でございます。右上にありますとおり、間伐は2002年から2013年度までの間に約6,800ha。枝打ちは2006年から2013年度までの間に1,236ha実施いたしました。また、2011年度には小笠原の世界遺産登録が決定してございます。

これまでの取り組み実績でございます。2008年から2014年度にかけて、保全地域を4カ所指定いたしまして、東京の貴重な緑の保全に努めてございます。

また、多摩の森林再生計画では、森林所有者と協定を締結いたしまして、適切に計画的に間伐を実施してございます。

また、安全かつ快適に利用してもらうために、自然公園の老朽化施設の改修を計画的に行っております。

自然公園の利用者の増加あるいはトレイルランニングなどの利用目的の多様化を踏まえまして、新たに自然公園の利用ルールを策定いたしました。

さらに、企業や大学と連携した緑地保全活動を実施するとともに、保全地域の管理手法をまとめましたガイドラインを作成いたしまして、都からのアドバイザーを派遣することで、ガイドラインに即した希少種保全の技術支援を実施しております。

また、柵や監視カメラ等々を設置することで、希少種の盗掘や持ち去りの防止策を実施してございます。

さらに、小笠原諸島ではノヤギの駆除を実施しまして、媒島や鴛島、兄島等の無人島ではノヤギが根絶しているという状況でございます。

実施の効果でございます。保全地域の新規指定等を計画的に行っていることによりまして、都内に残る貴重な里山や丘陵地は適切に保全している状況でございます。

さらに、間伐や枝打ちなどによりまして、森林の公益的機能の改善に寄与している。

自然公園のビジターセンターの改修等々によりまして、利用者にとって利便性・快適性の向上に努めてございます。

また、企業や大学など多様な主体が参加した保護活動が広がってきております。さらに、ガイドラインやアドバイザー等を派遣することによって、保全地域においてより適切な保護活動を促進しております。

さらに、保護柵や監視カメラの設置によりまして、希少種の盗掘や持ち去り等も抑制されてきつつあります。

課題でございます。緑を守っていくために保全地域の指定を行いながら、市町村やボランティア団体と適切な役割分担、あるいは連携をしていくことが必要と考えてございます。

また、多摩の人工林におきまして、その土地に適しました針葉樹・広葉樹の混交林化を進めていく必要があると考えてございます。

また、利用目的の多様化と自然保護の両立を図るために策定しました自然公園の利用ルー

ルの普及啓発をしっかりと図って必要があると考えてございます。

さらに、参加希望者とのマッチングや初心者向け自然体験プログラムの実施などで裾野を広げまして、新たなボランティア人材を掘り起こすことも必要と考えてございます。

小笠原の自然遺産につきましては、その価値を守るために影響の大きい外来種の駆除や減少した固有種の保護対策に継続して取り組んでいく必要があると考えてございます。

最後に16ページ「横断的・総合的施策」でございます。

これまでの取り組みでございますけれども、区市町村が実施する取り組みに対しまして、財政的あるいは技術的な支援を積極的に展開してまいりました。

また、広域的な連携ということでも九都県市と連携してさまざまな施策を連携して実施してございます。

さらに、次世代人材の育成ということで、小学校の教員向けあるいは社会人向けの環境講座等々、環境学習にも取り組んでまいりました。

さらに、アジア、世界の諸都市との連携ということでは、国際会議等でキャップ&トレード制度やグリーンビルなどの東京都の先導的な気候対策を積極的に発信するとともに、アジア大都市における廃棄物や大気質分野におけます具体的な技術協力等にも取り組んでまいります。

課題でございます。区市町村の連携では、技術支援や情報共有も行いまして、区市町村の積極的な取り組みを推進していく必要があると考えてございます。

また、オリンピックを契機にいたしまして、あらゆる主体によります環境配慮行動を推進していく必要もあると考えてございます。

さらに、世界の大都市に共通する課題の解決に向けまして、主要都市との施策の学び合いやニーズに合わせた都市間の実務協力が引き続き重要と考えてございます。

早くて恐縮でございましたが、説明は以上でございます。

○交告部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の御説明を受けまして、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

これくらいのサイズですと挙手でも見えないことはありませんが、登録というか、発言の予約ということがありますから、名札を立てていただきましょう。

どなたからでもどうぞ。

○高橋委員 説明を聞きながら、気になるところが1つあるのですけれども、それぞれの施策が具体的に目標がどれだけ達成されて、目標が達成できなかったところをどうするかという

意味では、これは分かったのですが、環境基本計画が掲げた数値がどの程度達成されたということだけではなくて、そこで掲げていた理念とか意義とか、これまで数年間でやってきたものの限界であるとか、そういう視点からの記述が必要なのではないだろうか。

つまり、何%できたとかどこまでできたということは、いろいろな行政の中での評価では当然やらなくてはいけないのですが、それを受けて当時の環境基本計画の掲げた理念や何かどこが実現できて、どういうところが問題なのかというあたりがちょっとよく分からない。やり遂げられなかったことに対して、あと何と何をやらなくてはいけないということはあるのだけれども、今、これを見直そうとするならば、今までの計画の理念とか意義とか、これまでの努力の限界とか、そういうことについての評価というか、意識が必要なのではないかと思いつつ聞いていたのです。

つまり、これがうんと達成できたということはもしかしたら目標が低かった。当時の計画の理念とか掲げた目標が低過ぎたのかもしれない。そうではないのではないか。これについてきちんと考えないと、次の新しい基本計画ができないのではないか。単なる数字を掲げて、新たな目標を掲げて、何%削減するということだけをいろいろな数字で並べるだけであって、それが都にとって、都民にとってどういう意味があるのかということが相変わらず分かりにくいのではないかという気がしました。

ちょっと抽象的なのですが、そういう印象を受けました。

○交告部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○緑川環境政策課長 大変貴重な御指摘ありがとうございます。

確かに前回の環境基本計画の目玉というか、目標設定の考え方が非常に高い目標を掲げて、世界あるいは日本を引っ張っていくのだという大きな理念のもとに、前回、環境基本計画を策定したということもありまして、数値目標自体は非常に高い目標になっているということもありまして、その目標の達成状況という視点から記述させていただいたというところがございます。

まさに今、委員がおっしゃったように、そもそもの意義あるいは理念がどうだったのかということも踏まえて、だから、こういう観点で環境基本計画を改定するのだということが一番重要なところでございますので、そこはしっかりと事務局の中でももう一度政策の振り返りをしていかなければならないと思います。

○交告部会長 ありがとうございます。

高橋委員、いいですか。

崎田委員も札が立っていますね。よろしく申し上げます。

○崎田委員 ありがとうございます。

私も細かい議論の前という前提で質問させていただきたいと思います。、今までのご説明で、詳細に伺いました。全体的な評価というものは出てきたと思うのですが、最近は今、いろいろな環境政策というものも地域に密着して丁寧に実現するということが大変重要だと言われていています。、東京の場合には非常に発達している地域ですが、例えば23区の中の区と多摩地域の市と島嶼部、それぞれに地域づくりといっても違うと思うのですが、そういう意味でそれぞれに分けた成果の評価とか、そういうことがきちんと行われているのかどうかということ伺いたしたいと思います。

どうしてかという、環境都市に向けた将来を考えるときに、それぞれが個性豊かに地域にしていくためにどのように考えていくのかという視点も、東京という総合力を考えつつ、それぞれの地域によって個性があると思いますので、いろいろな施策の点を線にして面にすることを今後考えていくときに、そういう視点も必要なのではないかと考えて質問させていただきました。

よろしく申し上げます。

○交告部会長 地域特性の問題ですね。この点、事務局のほうはいかがでしょう。

○緑川環境政策課長 重要な御指摘ありがとうございます。

確かに我々の施策の達成の数値あるいは施策自体も、なかなか一地域を限定した施策という作りではないものですから、それぞれ区部ではどう、多摩ではどう、あるいは島嶼部ではどうという形での取りまとめはできていなかったのが事実としてございますので、今の崎田先生からの御指摘を踏まえまして、今後の計画の中でどのような形でそういったものが施策として取り組んでいけるのかという視点から議論させていただければと思います。

○交告部会長 末吉委員も札が上がっていると思います。どうぞ。

○末吉委員 どうもありがとうございます。

高橋委員のお話とちょっと重なるところがあるのですけれども、まず、温暖化の気候変動の危機の顕在化及びそれを回避するという認識はとても重要で、あるいは正しいと思っております。

それと同時に、世界一を目指すということであれば、ただ言葉の上で世界一を目指すということではなくて、相当のことが要求されるのではないかと思います。

私の聞きかじりですけれども、世界の各都市はこういった問題に対応するために、先ほどの言葉では新しい理念、あるいは新しい価値観とかバリューシステム、そういったものを取り込んで大きな変革を起こしていこうという取り組みがあるのではないかと思うのです。

ですから、非常に大きさに申し上げれば、本当に気候変動の危機の顕在化を回避していくには、公益と私益の線引きを見直すということも含めて、従来の基本的な物の考え方のところまでメスが入り始めているような気がするのです。

例えば、皆さんよく御存じのことで申し上げると、パリは自動車の文化を変えようということを行っています。カーシェアリング、自転車のシェアリングという話ではなくて、自動車の文化を変えていきたいのだと。ですから、20年間で自動車によるモノ・ヒトの移動を40%削減するという目標を掲げています。そういう目標のもとに生まれるカーシェアリングであるわけです。あるいは公共交通機関の整備ということだと思います。

あと、ロンドンとかカリフォルニア州は、いずれゼロエミッションの車にしていくのだという大きな理念を立てているのだと思います。ですから、カリフォルニアのように2025年までに新しく売る車の7台に1台はゼロエミッションカーでなければいけないという州の条例を入れているわけです。これは単純に車によるCO2を削減しましょうねというよりも相当踏み込んだもので、いずれは全てがゼロエミッション・ビークルにするのだという非常に新しい価値観を打ち立てているのではないかと思います。

都市で言えば、コペンハーゲンはやがて全ての電力を風力によって賄う、風力100%でいくのだということを行っているわけです。これは非常に画期的な価値観を打ち立てているのだと思います。

あるいはストックホルムでは、緑の面積をふやすということで東京都が取り組んでいらっしゃるのは大変いいと思うのですけれども、私が聞いてびっくりしたのは、ストックホルムの市民は緑から300m以内に住む権利を持っているのだということなのだそうです。逆に言うと、ストックホルム市は市民に対して住んでいるところの300m以内に緑を確保する必要があるという話でもあるのだと思うのです。ですから、100万本の街路樹にしようというのは大変結構なのですけれども、そこにそういう新しい市民の義務であると同時に権利みたいな新しい概念が生み出される必要があるのではないかと気もいたします。

ですから、ぜひ世界一を目指すということであれば、いろいろなことを事細かくおやりになるというだけではなくて、そのことをどういう価値観のもとに考えて、かつそのことをどう都民や日本や世界に売り出していくのか。そういったことの議論もあつたほうがいいので

はないかと思います。

最後に、ちょっと私の聞き漏れかもしれませんが、例えば感染症の問題とか熱波による体の弱い方への健康被害とか、気候変動がもたらす自然災害から都民の生命と財産を守るというところの話も少しどこかに、きちんと大きな柱になったほうがいいのではないかという気がしています。

以上です。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

まず、事務局、何かございますか。

○緑川環境政策課長 ありがとうございます。

まさに末吉先生がおっしゃったように、世界一の環境先進都市を目指すためには、どういう理念を打ち出して、どういう新しい価値観を提案できるのかということになろうかと思っておりますので、そこはしっかり部会の皆様方の意見を踏まえながら、しっかり議論をさせていただきたいと思っております。

また、後段のお話は適応策の話かと思えますけれども、国も適応策の計画が夏ごろ発表されると伺っておりますが、そういった国の動きも見ながら、しっかり環境基本計画の中でも盛り込んでいければと思っております。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

きょうは質疑応答が中心ですね。今の話は御意見が多々あろうかと思えますけれども、きょうは質疑中心ということで、小西委員、どうぞ。

○小西委員 ありがとうございます。

きょうは環境基本計画、今、御説明いただいたレビューに対する質問ということでよろしいですね。

まず最初に、心から敬意を表させていただきたいと思えます。特に2008年のころはまさに2020年に25%削減みたいなものが国際交渉で話し合われているときで、国がその腰が折れてきたときにそれをきちんとやってこられたということ。そして、これだけの数値目標を持ってそこに努力されてきたことはなかなかできないことだと思います。

国際交渉とかにおいては、分かりやすさというものはすごく求められてしまうので、こうした数値目標を掲げるということは本当は非常に困難なのです。だけれども、それを分かりやすさのもとにビジョンとして掲げて、そこに向かって努力されるということは、ものすごく難しいけれども、途上国側からは先進国として非常に求められていることなので、それを

こうして掲げられて、途中でここまではできた、ここまでは難しいみたいなことをそのまま出されるということに対しては、本当に心から敬意を表したいと思っております。

実際には、外部要因でなかなか数値を掲げてしまってもできないということはあると思います。省エネも例えば今、11%できたけれども、排出係数が伸びたがゆえに本当は12%増加してしまいました。けれども、排出係数を一定にして見ていく。なぜなら、省エネの努力を見るためだということそのままで出されていて、本当にできないことだと私は思うので、東京都さんだからできている。特に東京都さんにできることとしては、ほかの自治体さんから見ても一番のリーディングシティーとしての範を示すということにあると思いますので、その意味において、これからもこういった形でビジョンを、非常に困難だと思えますけれども、掲げていただけると、私たちから見ると非常にありがたいという気がいたします。

あと、細かいことは今後の環境基本計画がこうあればいいということはまだお話しさせていただく機会があると思いますのでそこで。

あと、日本のエコロジカル・フットプリントで大きいのは、CO2とフードロスですので、そのフードロスについても掲げていらして、これはどうやって取り組んでいくかということは、普及啓発以外はないだろうということは分かりますので、非常に困難だと思うのですが、それをこうして掲げて、それに取り組んでいくという姿勢がすごく重要かと思えます。

建物の断熱化とか、実はすごく環境性能のいいエアコンを取り入れても、日本の建物の断熱化はヨーロッパに比べてまだまだやるべき課題が多いので、そこができない限りは結構抜け穴になったままいってしまうところがある。それも掲げていращやるので、課題として挙げていращやることを次の基本計画でどう盛り込んでいくのかがすごく重要なのかと思えます。

先ほど末吉先生がおっしゃった適応の視点も、まさに自治体が求められることになってくると思いますので、そこも重要だと思っております。

次の基本計画にかかわらせていただけることを非常に楽しみにしております。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

今の敬意を表されたということと、コメントと理解してよろしいですか。

○小西委員 本当は細かい質問はいっぱいあるのですが、きょうはそれではないのかと思えました。

○交告部会長 また時間がありましたら、その細かい質問を承るとしまして、田辺委員、どうぞ。

○田辺委員

コメントですので、回答はなく受け流していただければ良いです。2008年に前回の環境基本計画がつくられています、大変よくできていると思います。

しかし、その後何が起こったかということを考えないと、次の策定ができない。大きな点は、2008年9月15日ですか、リーマン・ショックが起こって、世界的にかなり経済が動いた。これは日本も動いたということですが、同時期に中国にGDPが抜かれたのが2008年です。その後、2008年を見ると、今までアジアナンバーワンの国の東京だったものが、アジアナンバーワンではない国の首都になっている。これはどうやって魅力を上げるかということを考えないといけないでしょう。。

それから、2011年の震災で我々東京みんなが避難したわけではないので、そんなに感じていませんが、海外の友人は極めて東京に対する見方が変わっています。私は何カ国かの友人から震災後、私の家が空いているから来いと随分言われました。一度震災を受けて、我々は間接的影響しか受けていないわけですけれども、その後どうやって東京が都市としての魅力をもう一回復権するかという視点も多少ないと、2008年当時とはかなり状況が変わっている。

プラスの点では、2020年のオリンピックが勝ち取れたわけなので、これはプレゼンスを回復する大きな価値ではないかと思います。

先ほど項目に分けていかれるのは都予算の中の粛々とやらないといけない項目はたくさんあると思いますけれども、基本理念がそのままBAUにならないように、2008年と今の状況の中で東京が環境基本計画をどう考えるか。これは末吉委員がおっしゃるように、魅力ということに非常に大きな力点があるのだと思います。

その辺を洗い出しながら行えば、よい基本計画ができていくのではないかと思います。

意見でございます。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

西岡委員の札が立っています。どうぞ。

○西岡委員 私のほうもきょうの資料に対する質問ではないのですが、新しく環境基本計画を立てるときの全体方針的な話になってしまうのですが、第1に、今、どのような時代にあるかということをもっと上位のほうに書いてあると思うのです。それをちょっと踏まえていただきたい。例えば明快なのは日本だと少子高齢化だとか、中国の台頭とかが外交ではあるし、地球環境、我々のやっているところでは非常に大転換の時代に入っているということがあって、その認識をどこかで書いていってほしいということがあります。

今、しきりに何%減らすという話があるのですが、基準がどこでとか、そんな話ばかりで一体何が最終目標か分からないのですが、この前のIPCCのレポートから推察すると、いずれにしても2050年ぐらいには、1人平均して2tの社会にしないといけない。これは別に交渉で決まった話ではなくて、自然のことを考えるとそうになってしまう。そうなったら、何%論議をするよりも、2050年には1人2tの社会、それに人口を掛けたぐらいの量が基準になってくるといふ数値的なビジョンに向かって、新しい世界をつくっていくのだというほうが、できないできないと言っているよりは元気が出るのではないかと思うのです。

そういうことで、方向としてはそういう形で考えていただきたい。

先ほどフードロスの話がありましたけれども、あるシミュレーションで世界の人がみんなベジタリアンになったらどれだけ減るかという話をしたら、サプライチェーン等々を考えるとものすごく減るのです。それぐらいの意気込みでやっていただきたいと思っています。

コメントです。以上です。

○交告部会長 ありがとうございます。

富田委員、どうぞ。

○富田委員 今の意見と重なるところがあるのですが、エネルギーとか環境の分野で数字で成果があらわれるのは非常に時間がかかるものだと思います。

今、例えばエネルギーは大規模な電源を入れるとなると、仮に30年寿命がもつ電源を入れると2045年まで効いてくる。40年寿命がもつものを入れても2055年ということで、2050年の数値の議論がいろいろ世界的には始まっていると思うのですが、そこは既に始まっているという責任がこの時代にもうあろうかと思えます。

前回の環境基本計画は2020年の数字の目標が書かれているかと思うのですが、今回、改定するに当たって、主要な目標みたいなものは何年度という数字を掲げるか、事務局としては何かお考えがありますでしょうか。何年度ぐらいを主に掲げていくのでしょうか。

○緑川環境政策課長 具体的な議論はこの場でしていかなければならないかと思っておりますけれども、少なくとも例えばCO2目標をつくるとなったときには、国等々に目標年次は合わせていく必要があるのかと思っておりますので、分野分野によりまして、多少目標年次の出っこみ引っこみがあるのではないかと思っておりますけれども、少なくとも今の東京都が策定しております長期ビジョンによりまして、大体2020年と2024年度の目標になってございますので、それよりはもう少し長いスパンの2030年ぐらいを目途につくっていくべきなのかと事務局では考えておりますが、そこは皆様方といろいろ議論しながら作り込んでいく必要

があると思っております。

○富田委員 ありがとうございます。

○交告部会長 崎田委員は今、立てられたのですね。どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

きょうはまだ具体的な検討に入る前ということですので、私は地域ごとの評価とか、市民や地域社会の視点で随分質問させていただいています。

どうしてかという、本当に東京は環境へのやる気があって、大きなビジョンは日本だけではなくて、世界に冠たるという感じで目標をつくったりする姿勢は素晴らしいと思いますけれども、それを現実にもどのように実現するか。それに向けてどういう施策をうっていくのかというあたりが今後大変重要になってくると思うのです。

そういうことを今度の見直し的时候には、将来像をしっかりと組み込んで検討して入れていくということと、それを実現するためにどういう社会システムの変化を入れていくのかというところまで話していかないと、なかなか定着しないのではないかと気がしています。それで随分細かいことを質問しています。

例えばエネルギーの政策に関しても、今、いろいろな技術が進んできて、スマートコミュニティ化をしましょうとか、23区のいろいろな区でも目標になっていますけれども、実際にいろいろな新しい省エネ型の建物ができたりしても、そこに住む人のライフスタイルとミスマッチでは、せっかくの技術が生きてはいません。いろいろなことがもちろん東京だけではなく、多くの地域で起こっている。そういう意味で、今の技術とか新しい取り組み、先進的な取り組みを東京の中で本当に入れていくのだったら、定着に向けてどのような政策システムを入れていったらいいのかというところまでやらないと、きちんとした効果が出てこないのではないかと考えています。

なぜ効果ということを申し上げるのかというと、今、2020年以降のCO2削減の約束草案の検討に加わっていますが、そのところでも省エネはかなり進んでいるけれども、エネルギー原単位が上がっているのになかなかCO2削減効果としては出てこない。そういう中で今後しっかりと効果を上げていくためには、もう一回り徹底して地域に根差したエネルギー効率化であるとか、一步深いことが必要になってくるのではないかと考えています。

そういうときに、例えばCO2の排出が増えている民生業務内や家庭部門の面的なところをコーディネートする各自治体が温暖化対策の計画をどのようにきちんと進めているのか、どこが課題なのかとか、そういうところまで見ていって、本当にそういうところの実効性を上げ

るとか、そういうところが非常に問われてくるのではないのでしょうか。

国民運動とか消費者のライフスタイルを変えるということも課題視されていますけれども、なかなか明確なポイントが置きづらいという中で、東京の暮らしをしている私たちはどうするのかとか、かなり大きな明確な方向性を出していくことで、大きな目標とそれを達成する生き方をどう変えていくのか。そういうところの全体でかなり強いメッセージが出せるのではないかと期待しています。

そういうことを今後の変化に求めているというところでコメントをさせていただきました。

よろしく申し上げます。

○交告部会長 崎田委員のお考えだと、目標の達成というものは地域の特性をよく見て、達成度を考えて、地域の特性にあった手法も考えて、それを具体的に明示するような方向が必要というお考えとみてよろしいですか。

○崎田委員 はい。

具体的にやるのは自治体で、いわゆる区とか市とか、そういうところかもしれないけれども、そういう方たちが本気でやる気になっていくような、今ももちろんやっておられますけれども、例えば民生部門の大規模な事業者さんは一生懸命やっておられますが、中小事業者さんは経済的な負担を考えるとなかなか先に投資ができません。そういう現実の中で、なかなか動かないこともまだ世の中の現実にはありますし、とにかく出来ることは全部動かしていくようなところを明確に意図した形で制度とかシステム提案をしていくということも大事なのではないかと思います。

○交告部会長 分かりました。

要するに地域特性に合ったシステム提案をする、その提案をする役割が都にあるのではないかとということですね。

その点、事務局、何か意見はございますか。

○緑川環境政策課長 単に将来像、あるいは目標を掲げるだけではなくて、地域ごとにさらにはそれを実現するための仕組みをしっかりとその中でつくっていくという視点は、実は今までの中では、その視点はそんなにしっかりと議論してきたこともなかったということでもありますので、そこら辺はしっかりと議論していかなければならないのかと思います。

ただ、今、崎田先生がおっしゃったように、それぞれ区市町村等々で取り組んでおりますので、どこまで我々がそこにかかわることができて、有効な仕組みとして機能していくのかということをお知恵をかりながら議論していければと思っております。

○交告部会長 ありがとうございます。

小河原委員、どうぞ。

○小河原委員 どうもありがとうございます。

本当に東京都の緑施策はすごいのだと思っているのですが、2008年の基本計画の段階では、「緑と水にあふれた快適な都市」という言葉が出てきて、質の取り組みも若干言葉が出てくるのですけれども、恐らくこの段階で生物多様性ということはまだ入っていないのか、入っていたらごめんなさい、ほとんど読み取れないのかという気がしています。

それが2012年には生物多様性の地域戦略というものを打ち出されて、在来種の選定のガイドラインであり「江戸のみどり復活事業」であり、どんどん生物多様性保全のための手を打ってきていらっしゃるということが読み取れるのかと思っています。

ただ、これまでの議論にも出ていますけれども、625ha創出したのだ、89万本植えましたということはあるのですが、例えば街路樹89万本植えた中で質はどうだったのだろうか。そういった課題がまだ明確にはここでは見えていないのかという気もしています。

みどり率が区部で増加に転じているというぐあいにおっしゃるのだけれども、区の中で公園であり樹木の緑というものは増えているのですが、本当に生物多様性というものは増えてきているのだろうかということを考えるわけです。

江戸の緑を復活するというのだけれども、そもそもあった江戸の緑は保全されているのだろうか。東京の緑というのは崖線にあるいろいろな緑が特徴ですけれども、知らない間に崖線の緑はどんどんマンションに変わっていつている。あるいは今まで木密住宅と言われておりますけれども、それを改善しなくてはいけないということもありますけれども、一方でそういった昔からの江戸時代からというか、昭和からというか、庭にあった緑というものが建て替えにおいてどんどんなくなっていく。全体として実は東京の江戸時代から保たれてきた生物多様性、生き物の多様性は多分今、ターニングポイントなのです。緑は増えたけれども、生き物は減っていく。実は生物多様性は減っていく。今、そういう非常に危ない時期に来ているのではないかと、私ども生き物を調べている仲間内では話をしています。

例えば復活事業の前に、江戸の緑の保全事業が必要なのではないかと。あるいは質、生物多様性というときに、みどり率であり、あるいは希少性であり、先ほども希少な生物の保護という話は出てくるのですけれども、そういうものでははかれないような多様な本来江戸時代から保たれてきたはずの市街地、あるいは都市部の江戸の生き物層というものは何だったのだろうか。そういった明確な保全目標というか、それを立てていかないと、ただ生物多様性

というだけでは難しいのではないだろうか。

もちろん、今、生態系評価手法というものを私も参加していますけれども、一緒になってつくっています。でも、それは大規模な開発行為において適用できるというところでは今ではなくて、この先、生物多様性の保全指針、ガイドラインというものをこの基本計画の中で明確に打ち出していく。そんな目標像を今打ち出さないと、もう一度言いますが、江戸の生き物はますます減少するターニングポイントに来ているというぐあいに思っています。

○交告部会長 どうもありがとうございます。

今、小河原委員は専門用語を使うのはちょっと控えられたのかもしれませんが、江戸時代からつながっている東京の生物多様性ですね。これは結局遺伝子レベルまで考えていくということになりますか。

○小河原委員 在来種ということ言えばそこまで考えなくてはいけない。その反対として、いわゆる国内外来種も含めて外来種の問題ももう一方にあると思います。

今、まだ残された江戸時代からの公園とか緑地の部分にわずかに残っているのです。それを我々は地域のポテンシャルという言い方をしますけれども、そういうポテンシャルがあるうちに周辺にどう広げるかという施策が必要なのだらうと思います。

○交告部会長 分かりました。

そうしますと、在来種と名づけた対策だけでは、かえって危険な面も、九州の在来種が来てしまうという可能性もあるということですか。

○小河原委員 江戸の緑という意味では、それは排除されていると思います。

○交告部会長 その点も前提にして、事務局、何かお考えになっていることはありますか。

○及川自然環境部計画課長 自然環境部計画課長の及川でございます。

御質問ありがとうございます。

小河原委員からは常日ごろから緑施策については御助言、御知見をいただいております、まさに私どもも今、生物多様性の保全ということに向けて取り組みを進めておるところではあるのですが、今、お話のあった遺伝子レベルまでの生物多様性というものをどこまで求めるのかということは現実的にはなかなか難しい課題もございまして、江戸の緑の保全事業というものに取り組んでいくべきではないかというお話もありましたけれども、先ほどこのペーパーの中でも保全地域というものをこれまで50地域指定してきた。保全地域というものは、指定しますとそこで建物などは建てられなくなるということで、基本的には開発ができないエリアということで指定してきておるわけございまして、そういった意味では、そこに残

っている生き物の生息環境というものも含めて保全を図るところが保全地域と考えてございます。

そういった意味では、保全地域をしっかりと今後も継続して指定していくということも大事であろうと思いますし、その中でも動植物種というものについて見たときに、いわゆるレッドリストという絶滅危惧種に指定されているような動物や植物というものがまだ残されているということが保全地域の中で確認されておりますので、そういうコアになるハビタットといいますか、そういう大切な緑の空間というものは今後も引き続き残していくという視点はしっかりと持って、我々も取り組んでいきたいと思っておりますけれども、何分開発がかなり進展した都市部の中で昔の遺伝子レベルまで配慮した上で生物の生息空間を復活させていくということはなかなか現実的には難しいということがございますので、そういった意味では遺伝子レベルまではいかないかもしれませんが、種というものに着目して関東地方に在来植物などを植えていくことによって、都市の再開発などにおいて、実際にそういうことをやっていくことによって、カワセミだとか、都心部で結構見られるようになってきたりといった効果も生まれてきておりますので、100%昔に復元していくのは、都市であることをやめないと実現できないのかもしれませんが、少なくともそういうことが大事であるということを都民の皆さんと共感を持って、生き物の生息空間も大切にしていくという考え方をより一層打ち出していくという視点が大事なのだという御意見として頂戴したと認識をさせていただきたいと思っております。

○交告部会長 どうぞ。

○小河原委員 ありがとうございます。

方向性としてはそういうことなのですけれども、多分2020年あるいはそれから10年後ぐらいには、全世界の人口の7割から8割は都市部に住む。日本の場合でも85%ぐらいは都市部あるいは市街地に人口が集中してくるといふぐあいに言われていたと思うのですが、まさに今、市街地が拡大していくこの東京で、どういった生物多様性を保全できるのかというモデルを日本全国あるいは世界に対して発信していく。そういう必要性があるのかということとです。

○交告部会長 どうもありがとうございました。

小河原委員の御提言はかなり重要な議論になるかもしれません。あと、末吉委員、西岡委員のおっしゃった上位の理念の問題、これは大きな議論となって展開していくかと思っておりますが、まだ御意見があるかと思っておりますが、ちょうど予定した時間になりますので、特に御質問

とかありますか。

○崎田委員 一つだけ忘れていたことがありまして、質問ではないのですが、きょう、最初
のときにこの持続可能な資源利用に向けた取り組み方針というものを配っていただけていま
すが、東京都がこういう視点でペーパーをまとめられるというのは大変重要なことだと思
います。

なぜかという、循環型社会に向けていろいろなリサイクル法がありますがリサイクルし
て再商品化するところが重視されがちですけれども、アジアを中心に世界全体の工業化が
発展してきて、資源を確保することが大事になってきています。そして、大事に使うかとい
うあたりがとても重要になってきています。世界的な潮流がそのように動いてきている中で、
東京都がその重要性に明確に着目して、持続可能な資源利用という視点でこれから考えて
いくことを宣言されたということは、これからのいろいろな自治体、あるいは国の制度設計
の見直しなどに影響することだと思っています。

ですから、それを生かして今度のいろいろな見直しのところにそういう視点を発言させて
いただければと思います。

○交告部会長 どうもありがとうございました。

まだ御意見があるかと思いますが、予定した時間がまいりましたので、事務局に引き継ぎ
たいと思います。

では、事務局どうぞ。

○緑川環境政策課長 長時間にわたりまして、御審議をいただきまして、まことにありが
うございました。

なお、今後の予定でございますけれども、資料の17ページでございますとおり、次回の部
会の開催は6月上旬ごろを予定してございます。

次回のテーマは、新たな環境基本計画のあり方ということで、きょう、先生方から御指摘
をいただきました基本計画の理念、考え方というものを議論させていただくとともに、自然
環境分野での施策のあり方につきましても議論をさせていただきたいと思っております。

その後、大変恐縮なのですけれども、毎月1回のペースで開催をさせていただきたいと考
えてございます。日程につきましては、別途調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろ
しく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第27回の企画政策部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。